

# 2014・6 議会報告

## 7月1日 日本会議一般質問詳報

### 1 知事の政治姿勢について

おさべ；半世紀もの間、違憲として政府解釈、国民の間に定着している集団的自衛権の行使を一内閣の政治的思惑で合憲と認めることは、法治国家の根底を揺るがし、立憲主義の否定である。十分な国民的議論もなく、短期間のうちに、閣議決定で行使を容認しようとする安倍内閣の対応について所見を伺う。

知事；安全保障は国の根幹にかかわる重要な事柄であり、国において適切に対応すべきだ。国会を中心とした国政の場において国民的議論を行う必要があると考えている。

おさべ；社民党の又市幹事長が国会で「集団的自衛権を行使した途端、わが国は交戦当事国になる。その結果、敵国が米軍基地の集中する沖縄や全国の原子力発電所などを攻撃対象とすることが起こり得る」と指摘した。世界一の出力を持つ原子力発電所が集中立地する本県知事として、この指摘についての所見を伺う。



知事；集団的自衛権の有無と関係なく、テロ行為やミサイル攻撃等を含め、原子力発電所に対する攻撃の可能性は、重要な課題として常に意識していかなければならない問題であると認識している。

### 2 原発問題について

おさべ；知事は、柏崎刈羽原発を東電から分離し、地元へ本社の設置を求めていくとのことである。また、自民党本部に、原子力防災に必要な対策など約20項目に要望を行ったと報道。福島第一原発事故の検証・総括が終わっておらず、再稼働の見通しがついていないこの時点で、こうした行動の真意について伺う。

知事；地元へ本社を設置すべきという考え方は、安全確保の観点から、従前から申し上げている。なお、自民党本部への要望は行っていない。

おさべ；安倍内閣は、原子力規制委員会の委員について、原発の審査が厳しいと政財界から不満の出ている島崎委員長代理を変えて田中知東大教授を任命。田中氏は、原発推進を担ってきた人物であり、メーカー等から研究費等を受けるなど中立性に疑問の声があり、この人事により信頼がさらに薄らいでいると思われるが、所見を伺う。

知事；防災の面から、地方行政や、災害対応の現場が解る人を委員として入れる必要があると考えているが、そのようになっていず、もともと評価していない。このたびの任命でさらに傷ついたのではないか。

おさべ；マスコミの県内首長へのアンケートで原発の再稼働で、地元同意を求める範囲に関し、現在の「県と立地市町村」以外にも地域を拡大して地元同意を求めるべきとの回答が過半数を超えていることについて、知事の所見を伺う。また、県は回答していないが何故か。

知事；市町村長の回答については、それぞれの地域の事情によってお考えのことと受け止めている。県の回答については、原発の安全確保のためには、福島原発事故の検証・総括が不可欠であり、それがなければ、再稼働については手続きも含めて議論しない旨回答した。



おさべ；安全神話が崩れ、かつ新基準は一定の確率での事故発生を前提にしている以上、たとえ高い専門知識を持つ国が安全といったとしても、地元自らメリットとリスクを総合的に考え、再稼働に同意するかどうかを判断する権利はあるのではないかと考えるが、所見を伺う。また、30キロメートルの範囲以内もしくは県内全体の希望する自治体が、立地自治体の安全協定と同じ権限を持てるようにすべきと考えるが、所見を伺う。

知事；再稼働については手続きも含めて議論しない。また、立地自治体以外の自治体が、立地自治体と同様の協定を締結することについては、極めて専門性の高い体制整備も必要となることから、各市町村と東電との問題であると認識している。

おさべ；県の技術委員会が、2013年度に検討状況を知事に報告し、福島原発事故の検証作業などで多くの課題が積み残されていると報じられたが、どのような課題がどれくらい残され、また、その課題が解決された時点で検証は終わると考えるのか伺う。

知事；議論の整理方法も含め、検証のまとめ方については、第一義的には、技術委員会で決めることであると考えている。

防災局長；積み残された課題としては、

- ・津波の到達時刻はいつなのか。
- ・海水注入の判断に、外部からの判断はあったのか。
- ・自治体等への情報伝達は適切に行われていたのか。
- ・国から東京電力への情報発信に関する指示はあったのか。
- ・メルトダウンの事実を把握していながら、なぜ公表しなかったのか。
- ・また、その意思決定はどのように行われたのか。
- ・高線量下の作業に対応する専門組織体制の検討。
- ・原子炉の水位計など、計測装置の問題点。などがある。

おさべ；知事は、報道陣から「技術委員会の検証を終える時期」を問われ、「しっかり検証してもらうのが重要で、時期が先に立つことはない」と答えたとあるが、少なくともその専門分野の委員の疑問がある限り検証は終わったということにはならないと考えるが、所見を伺う。

知事；今ほど答えたとおり、議論の整理方法も含め検証のまとめ方については、第一義的には、技術委員会で決めることであると考えている。

おさべ；技術委員会における課題別ディスカッションのほとんどが非公開となっており、県民から公開すべき旨の申し入れがあったと聞く。課題別といえども、非公開は必要最小限にすべきであり、非公開とせざるを得ない場合は、その都度前もってその理由を公表すべきと考えるが、所見を伺う。

知事；技術委員会での意見を尊重してのことと認識している。県としては、議論の状況について、県民に分かりやすく伝えるよう努めてまいる。

防災局長；課題別ディスカッションの公開の考え方については、東電の社員が委縮せず、率直な意見交換を行うために、との委員からの意見もあり、現在は非公開となっている。今後は、ディスカッションの進捗状況により、公開も検討して頂きたいと考えている。

おさべ；国の電力需給検証小委員会報告書を踏まえると、今夏も電力供給を確保できる見通しであり、原発が全く稼働していなくても現状の電力は足りていると思うが、所見を伺う。

知事；県は、全国の電力需給の詳細を知りうる立場にないため、判断できない。

おさべ；去る 5 月、福井地裁で大飯原発 3、4 号機の運転差し止めを命じる判決があった。「原発の稼働は経済活動の自由に属し、人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべき」、「具体的危険性が万が一でもあるのが判断の対象」、「生存そのものに関わる権利と電気代の高低とを並べて論じるべきでない」などとして、画期的な判決と考えるが、判決の意義や基本的な考え方について、所見を伺う。

知事；責任をもって情報を収集し分析する立場にはないので、新潟県知事としてのコメントは差し控える。

おさべ；朝日新聞によって報道された「吉田調書」では、吉田所長の待機命令を無視して 9 割にあたる約 650 人も所の所員が現場を離脱したことや、密かにベントの準備を進めていたことなど、生々しい証言が報道されていた。吉田調書についての所感を伺うとともに、吉田調書をはじめ、政府事故調が聴取した 772 人の調書の公開は、事故解明などに必要であり、原発立地県の知事として、国に公開を要望すべきと考えるが、所見を伺う。

知事；吉田調書を含め、これらの調書は、福島原発事故の検証・総括に参考になると考えており、今後、公開の状況を確認し、必要に応じ、さらに公開を求めている。

### 3 農業問題について

おさべ；規制改革会議の第 2 次答申では、農業委員会、農業生産法人及び農業協同組合のあり方の見直しなどの改革案が示され、政府の方針に反映されているが、改革案は、経済界の意向に沿ったものであり、農業者のための改革であるか疑問だ。あくまで農家本位で議論すべきと考えるが、この改革の方向性について、所見を伺う。

知事；制度の見直しを行っていくこと自体は望ましいことと考えているが、活性化のための規制緩和が必要な地域がある一方、社会政策の充実が必要な中山間地域等もあることから、食料安全保障の観点も含め、今の社会に合った見直しが必要とされている。

おさべ；第 2 次答申で、リース方式などで農業参入する企業の農作業従事数要件が役員の他に重要な使用人でも可能とすることとされ、企業の参入の促進が図られることとなった。中間産地では農業が基幹産業になっており、参入した企業が採算悪化で撤退すれば、農地

の荒廃を招きかけないとの懸念があるが、企業の農業参入について、どう認識しているか伺う。

知事；担い手の確保が困難な中山間地域において、地域農業との調和を前提とした企業参入は、営農の維持や地域での雇用創出など地域農業の維持発展に寄与すると考えている。一方で、参入した企業が撤退した場合、農地の荒廃もあり得る。このような事態を招かないためにも、中山間地は社会政策的観点を含めて、公的なサポートの拡充が必要であると考えている。

おさべ；今般の農業の規制改革で、北海道東北地方知事会や北関東磐越 5 県知事会議で政府等に緊急要望したと聞くが、その趣旨について伺う。

知事；今般の農業の規制改革に当たり、広く関係者の意見を聴き、慎重な議論を行うことが必要と考えている。合わせて、今後とも、地域の農業・農村振興や食料供給等を通じて、国民生活に十分な機能を果たせる気直背になるよう、知事会として要望したもの。

#### 4 労働問題について

おさべ；先般、過労死等防止対策推進法が成立。国に過労死の実態調査、防止策を求め、地方公共団体や事業主も協力するよう促しているが、労働時間の規制の義務付けなど企業に対する規制は盛り込まれていないことなどから、改善へ大きな期待が望めないともいわれている。本法律の意義及び効果について、所見を伺う。また、本県における、過酷な労働を強いて若者を使い捨てにする「ブラック企業」の実態を伺うとともに、その対応について伺う。

知事；本法律の成立は、過労死等の防止対策の推進によって、過労死等のない社会に実現に向けた具体的な一歩を踏み出したものと認識。これを契機に、今後、過重労働の防止についての議論と取り組みが進むことを期待している。

産業労働部長；新潟労働局の過重労働重点監督の結果によれば、県内 103 事業場の内、75 事業場に関係法令違反、27 事業場に違法な時間外労働、18 事業場で賃金不払い残業があった。県として、関係機関と連携を図りながら、労働相談所での相談対応やセミナーの開催による法令遵守の周知徹底を行っているところだ。

おさべ；安倍首相は、第一次安倍政権で導入を検討し、「過労死促進」「残業代ゼロ法」などの批判を浴び断念した経緯がある「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入を推し

進めようとしている。この制度は、労働基準監督署などのチェックが行き届かず、長時間労働の歯止めがかかりにくく、一度導入されるとなし崩し的に対象が広がる恐れもあると言われており、過労死等防止対策推進法にも逆行することは明らかである。この制度について、所見を伺う。

知事；ホワイトカラー・エグゼンプションについて、制度設計が決まっていないので、議員ご指摘の懸念もあることから、今後の議論をよく見極めていく必要があると考えている。

## 5 医療問題について

おさべ；安倍首相は成長戦略の一環として、混合診療を拡大するあらたな制度を創設すると表明したが、混合診療は、自己負担が軽減される人は増えるかもしれないが、未承認の薬や治療法は高額な場合が多く、受益者は一部に限られるともいわれる。混合診療の拡大は、医療や健康格差を広げ、誰もが一定の負担で治療を受けられる国民皆保険制度の理念が骨抜きになりかねないと懸念されるが、これについて所見を伺う。

知事；第2次答申に盛り込まれた「混合診療」は、将来的に保険適用を目指すものではあるものの、その運用によっては、患者の経済力による医療格差に広がりも懸念されるところである。

## 6 教育問題について

おさべ；改正された地方教育行政法では、これまでより自治体の長の関与を強める内容になっており、教育の政治的中立性の確保が必要と考えるが、この制度改正について、中立性の確保への決意も含め、所見を伺う。

知事；今回の改正では、教育行政における責任の明確化を図るための、新「教育長」の創設や、首長と教育委員会の協議の場として「総合教育会議」の設置がなされる一方で、政治的中立性等の観点から教育委員会が執行機関として残され、教科書採択や教職員人事などの職務権限も従来どおりとなっている。

私は、自治体ごとに違いがあり、従前の制度との選択制にして欲しかった。いずれにせよ、教育の政治的中立性の確保は重要と考えており、制度改正後も引き続き、教育委員会と十分な疎通を図ってまいらる。

## 7 新潟水俣病問題について

おさべ；新潟水俣病の患者認定について、知事は、最高裁判決の趣旨に従って認定業務を行うと再三いつているが、環境省の示した新たな認定指針では十分な救済にはならないと考える。実効ある認定審査とするために、具体的にどのようなことを考えているのか所見を伺う。

知事；公健法でいう水俣病とは、「魚介類に蓄積されたメチル水銀を経口摂取することにより起こる神経系疾患」と定義した最高裁判決を踏まえ、個々の申請者に有機水銀に対する曝露状況と具体的症状により、総合的に判断していくことになる。

福祉保健部長；申請者の曝露や汚染当時の状況を、総合的に調査・審議するため、4名の有識者の方々から参考人として意見を聞いていくことが決まっている。現在、個々の申請者の疫学面について、参考人の方々から適切な意見を頂けるよう補充調査等を進めており、最高裁判決で示された枠組みに沿って、より総合的に丁寧な審査を行っていきたいと考えている。

おさべ；新潟水俣病被害者の会などが、全面解決の前提として求めている被害の全容調査・流域住民の健康調査や「もやい直し」などの取り組みが欠かせないと考えるが、その実施について所見を伺う。

知事；被害の全容調査等は、プライバシーの問題に加えて、調査の実施に否定的な考えの住民もおられることから、地域全体の合意形成が必要ではないかと考えている。

「もやい直し」の取り組みについては、人々の絆に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和を促進し、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためにも、新潟水俣病地域福祉推進条例に基づいた施策を推進していく。

おさべ；公式確認から50年から1年を切った中、新潟水俣病を、今後の環境、福祉等の県の施策にどのように位置づけ、活かしていくかが極めて重要と考えるが、節目となる50年事業について、どのようなことを考えているのか所見を伺う。

知事；この節目の年をどう迎えていくか、これまで流域自治体や住民、有識者の方々などに、様々な機会を通じて意見を聞いてきた。県として、阿賀野川の環境を汚染し、人々の健康を損ない、地域の分断を引き起こした新潟水俣病の歴史と教訓を、より多くの県民から理解して頂き、次世代に伝えていくための事業を展開したいと考えており、現在、検討を進めている。